

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 ()	1
○国土調査の成果の認証 ()	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (2件) (農地・担い手対策課)	1
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定 (4件)	2

告 示

高知県告示第219号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成28年3月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 作業期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 作業地域
県内全域

高知県告示第220号

独立行政法人水資源機構池田総合管理所長から平成27年12月高知県告示第739号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第221号

南国市奈路の一部地区及び香美市香北町有瀬の一部地区におけ

る地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
(1) 南国市
(2) 香美市
- 調査を行った地域及び時期
(1) 南国市奈路の一部
平成25年度及び平成26年度
(2) 香美市香北町有瀬の一部
平成25年度及び平成26年度
- 成果の名称
(1) 南国市地籍図及び地籍簿
(2) 香美市地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成28年4月8日

高知県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村下田ノ口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町田野浦 字赤ハゲ657番1地 先から 幡多郡黒潮町田野浦 字赤ハゲ650番1ま で	前	18.8 }	21
	後	13.8 }	21

高知県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西土居 字大荒504番1から 長岡郡大豊町西土居 字小野々宮157番ま で	前	3.8 }	147
	後	5.2 }	130

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良丙29番地
中島 大輔
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市介良字鍛冶屋乙675番1、字梅次郎乙808番、字沖ノ丸丙942番1、丙942番2、丙953番2、丙1077番2及び丙1078番2、字堂ノ後乙1247番1並びに字今北乙1485番1
(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良乙2663番地2
中島 理博
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市介良字西和丙832番1及び丙833番1並びに字沖ノ丸丙1077番1及び丙1078番1

(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市瀬戸南町一丁目13番101-5号
横矢 裕一郎
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市春野町東諸木字高田4988番

(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山826番地
森野 幸一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市西山字浜田丸103番イ、104番、105番、107番、
108番及び109番、宇藤田丸127番及び128番1、宇原田丸
622番及び623番、宇野村丸624番、626番及び628番並び
に字大久保丸726番及び727番

(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山826番地
森野 幸一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市西山字西塚地丸997番、998番及び999番1

(6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山771番地1
公文 英次
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市西山字塚地丸971番及び字仙尻丸1008番

(7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市大津乙479番地
山添 真次郎
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市岡豊町中島字コフタ420番1

(8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市国分855番地1
田内 富士夫
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市左右山字王子ノ後288番1及び289番1並びに字
中野294番1

(9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間646番地ロ
高達 康喜
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1743番及び1745番並びに出間字中
沢2810番並びに字千足2818番、2819番及び2820番

(10)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間2124番地
岡崎 誠
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1749番、1750番及び1756番並びに

出間字千足2817番並びに字大坂2971番及び2984番

(11)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市本村1388番地
野村 和仁
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1763番並びに字エボシ形1784番、
1785番、1816番及び1821番

(12)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間1194番地
市原 勝行
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市出間字浜田2860番1及び2860番2

(13)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
須崎市浦ノ内東分3462番地4
中平 和彦
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市出間字丁田2869番及び2870番

(14)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町丙248番地
中林 亮
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市高岡町字松崎乙2402番1、乙2403番1及び乙
2404番1

2 申請年月日
平成28年3月15日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成28年4月8日(金)から同月22日(金)まで(日曜日及
び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午
後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社  
から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101  
号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請  
があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利  
用配分計画を公衆の縦覧に供する。  
なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了  
の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を  
提出することができる。  
平成28年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市包末268番地  
石川 享照  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
香美市土佐山田町松本字七反田405番・406番合併及び  
407番並びに字コフタ425番1、426番及び427番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
香美市土佐山田町加茂340番地  
片地ファミリーファーム株式会社 代表取締役 鍵山  
浩一  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
香美市土佐山田町佐野字下ヨシムラ丸916番、1187番  
1及び1283番

2 申請年月日  
平成28年3月17日

3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間  
平成28年4月8日(金)から同月22日(金)まで(日曜日及  
び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午  
後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

-----  
取 用 委 員 会 公 告  
-----

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定によ  
り、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告す  
る。  
平成28年4月8日  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 起業者の名称  
国土交通大臣

2 事業の種類  
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事(新居箇所河道掘削・高  
知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地  
先河川敷地まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及  
び地積等  
高知市春野町西畑地内

|  |  |    |    |      |
|--|--|----|----|------|
|  |  | 地目 | 地積 | 裁決手続 |
|--|--|----|----|------|

| 字    | 地番      | 登記簿 | 現況  | 登記簿   | 実測      | の開始を決定した土地の面積 |
|------|---------|-----|-----|-------|---------|---------------|
|      |         |     |     |       |         |               |
| 本割   | 1524番14 | 畑   | 原野  | 41㎡   | 41.39㎡  | 41.39㎡        |
|      | 1524番56 | 〃   | 〃   | 2.04㎡ | 2.04㎡   | 2.04㎡         |
| 十八間割 | 1529番11 | 原野  | 〃   | 214㎡  | 228.98㎡ | 228.98㎡       |
| 横割   | 2110番30 | 〃   | 雑種地 | 142㎡  | 81.28㎡  | 81.28㎡        |
|      |         |     | 原野  |       |         |               |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の住所及び氏名

登記名義人 亡土居馬吉 相続人不明。ただし、判明している相続人

- 高知市春野町東諸木3313番地 徳平 寛
- 大阪府豊中市曾根東町二丁目3番13号 出口 武
- 大阪府大阪市東成区大今里南三丁目4番20号 徳能 静夫
- 居所不明。ただし、住民票の住所
- 広島県呉市川尻町東一丁目13番25-204号 徳能 洋一
- 大阪府堺市堺区永代町二丁目1番6号 牧口 瞳
- 香美市土佐山田町東本町四丁目1番23号 濱田 千代
- 長岡郡大豊町梶ヶ内654番地2 横山 容子
- 茨城県ひたちなか市はしかべ一丁目23番19号 今西 龍一
- 高知市曙町一丁目12番11号 吉永 和子
- 高知市市細山206番地210 土居 義和
- 高知市春野町平和282番地15 土居 裕子
- 高知市春野町乙719番地 土居 陽一郎
- 東京都渋谷区本町一丁目9番17号 高知新聞社・高知放送
- 社宅洗旗荘A603 土居 隆滋
- 高知市春野町仁ノ389番地1 野村 洋子
- 埼玉県上尾市本町六丁目13番6-303号 上尾東団地
- 池 忠揮
- 広島県広島市中区江波東二丁目2番1-407号 松浦 律

香美市土佐山田町2283番地10 栗山アパート6号室 大野 雪子  
 高知市南宝永町12番2号 コーポフローラ1号 近藤 節子  
 大阪府大阪市東淀川区菅原三丁目17番2号 みつもとハイム103号 大野 英夫  
 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町六丁目15番1-305号 阿部 初代  
 居所不明。ただし、住民票の住所  
 大阪府大阪市此花区高見三丁目16番8号 上田 弘稔  
 東京都練馬区羽沢二丁目27番7号 山根 豊子  
 東京都葛飾区細田二丁目6番21号 吉田 三和子  
 亡川内英子 相続人不明。ただし、亡川内英子の相続人 亡川内英子の相続人

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成28年4月6日

~~~~~

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事(新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
平床割	2114番62	畑	雑種地	75㎡	75.31㎡	75.31㎡

字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	裁決手続の開始を決定した土地の面積
	2114番105	〃	〃	354㎡	354.61㎡	354.61㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
東京都目黒区青葉台三丁目5番9-602号 ノーツ目黒青葉台 持分84分の1 松岡 昭二
東京都大田区南馬込五丁目13番22号 持分48分の1 村山 美代
高知市一宮東町三丁目5番26号 持分48分の1 豊永 耕三
大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁目11番45号 持分24分の1 佐井 博
持分24分の1 亡佐井信介 法定相続人
大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁目11番45号 持分24分の1 佐井 博
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年4月6日

~~~~~

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事(新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目  |    | 地積  |    | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|---|----|-----|----|-----|----|-------------------|
|   |    | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 |                   |
|   |    |     |    |     |    |                   |

|     |              |   |     |       |       |       |
|-----|--------------|---|-----|-------|-------|-------|
| 平床割 | 2114番<br>117 | 畑 | 雑種地 | 0.35㎡ | 0.35㎡ | 0.35㎡ |
|     | 2114番<br>119 | 〃 | 〃   | 1.85㎡ | 1.85㎡ | 1.85㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の住所及び氏名

- 東京都目黒区青葉台三丁目5番9-602号 ノーツ目黒青葉台 持分84分の1 松岡 昭二
- 東京都大田区南馬込五丁目13番22号 持分48分の1 村山 美代
- 高知市一宮東町三丁目5番26号 持分48分の1 豊永 耕三
- 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁目11番45号 持分12分の1 佐井 博

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

- なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成28年4月6日



土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年4月8日  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目  |    | 地積  |    | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|---|----|-----|----|-----|----|-------------------|
|   |    | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 |                   |
|   |    |     |    |     |    |                   |

|        |         |     |    |       |         | 積       |
|--------|---------|-----|----|-------|---------|---------|
| 高川原割   | 1500番38 | 原野  | 原野 | 190㎡  | 190.25㎡ | 190.25㎡ |
|        | 1500番58 | 〃   | 〃  | 2.26㎡ | 2.26㎡   | 2.26㎡   |
| 菅前割北ノ丁 | 2101番ヲ  | 原野  |    | 92㎡   | 80.36㎡  | 80.36㎡  |
|        |         | 雑種地 |    |       | 18.06㎡  | 18.06㎡  |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の住所及び氏名

- 登記名義人 亡柳井熊吉 相続人不明。ただし、判明している相続人 (1)から(10)までのとおり
- (1) 柳井スエノ 生死不明。ただし、ア 柳井スエノが生存している場合 住所不明 柳井 スエノ
- イ 柳井スエノが死亡している場合 亡柳井スエノ 相続人不明。ただし、判明している相続人

- 住所不明 柳井 直澄
- 住所不明 柳井 百合子
- (2) 土佐市積善寺332番地 矢野 幸子
- (3) 土佐市高岡町甲1967番地の3 猪野 幸信
- (4) 兵庫県宝塚市米谷一丁目27番9号 山崎 友子
- (5) 大阪府大阪市淀川区西三国二丁目2番18-1202号 久保 美納恵
- (6) 東京都中野区新井一丁目35番3号 コーポエルデ102号 今村 俊次
- (7) 埼玉県入間市高倉五丁目8番15号 今村 宏行
- (8) 柳井壽澄 生死不明。ただし、ア 柳井壽澄が生存している場合 住所不明 柳井 壽澄
- イ 柳井壽澄が死亡している場合 亡柳井壽澄 相続人不明。ただし、亡柳井壽澄の相続人 柳井 壽澄の相続人
- (9) 柳井直澄 生死不明。ただし、ア 柳井直澄が生存している場合 住所不明 柳井 直澄

- イ 柳井直澄が死亡している場合 亡柳井直澄 相続人不明。ただし、亡柳井直澄の相続人 柳井 直澄の相続人
- (10) 柳井百合子 生死不明。ただし、ア 柳井百合子が生存している場合 住所不明 柳井 百合子
- イ 柳井百合子が死亡している場合 亡柳井百合子 相続人不明。ただし、亡柳井百合子の相続人 柳井 百合子の相続人
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成28年4月6日